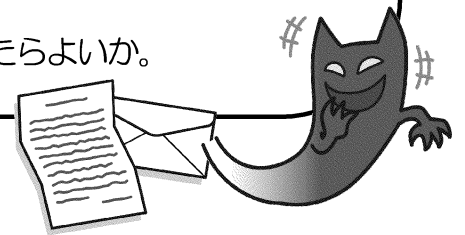


# 注意・警戒情報

## 違法わいせつDVD購入者を告発！？

### 「児童・女性救済」をうたうNPO法人からの 架空請求に注意！！

「NPO法人 せせらぎの会」と称する団体から「告発通知」という文書が届いた。内容は、違法わいせつDVDの販売業者が逮捕された。あなた方、購入者に対しても、購入履歴などを事件証拠として提出し告発する。受理されれば、警察からの出頭要請や家宅捜索を受けることになる。反省し、今後このようなことをしないと約束するなら、告発を取り消すので期日までに連絡を、というもの。どうしたらよいか。



#### アドバイス

- ◆ NPO法人等をかたって連絡させ、訴訟取り下げのための費用等を請求する「架空請求」の手口です。
- ◆ 文書には、弁護士登録がされていないニセモノの弁護士名が書かれていることもあります。
- ◆ 他にも「NPO法人 女性と児童の未来を笑顔に」「児童女性擁護団体 すみれの会」など、様々な名称をかたる団体から通知がくることがありますが、同じく「架空請求」と考えられます。
- ◆ 実際に届いた文書の実物は、以下、県消費生活課ホームページに掲載しています。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370209/p615652.html>
- ◆ NPO法人とは、設立に当たって都道府県または指定都市の一定の条件を満たせば認証されますが、法人の活動に対して、行政が「お墨付き」を与えた団体ではありません。
- ◆ 新たな個人情報を知られてしまうおそれもあるので、通知に記載されている団体には絶対に連絡しないで無視してください。
- ◆ 無視しても再度通知が届いた場合や不安な場合は、身近な消費生活相談窓口へ相談しましょう。

消費生活相談は・・・



ちょっと待って！その請求は「架空」かも！

ゼロ・ゴ-・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！  
消費者ホットライン ☎ 0570-064-370

(身近な消費生活相談窓口につながります。)